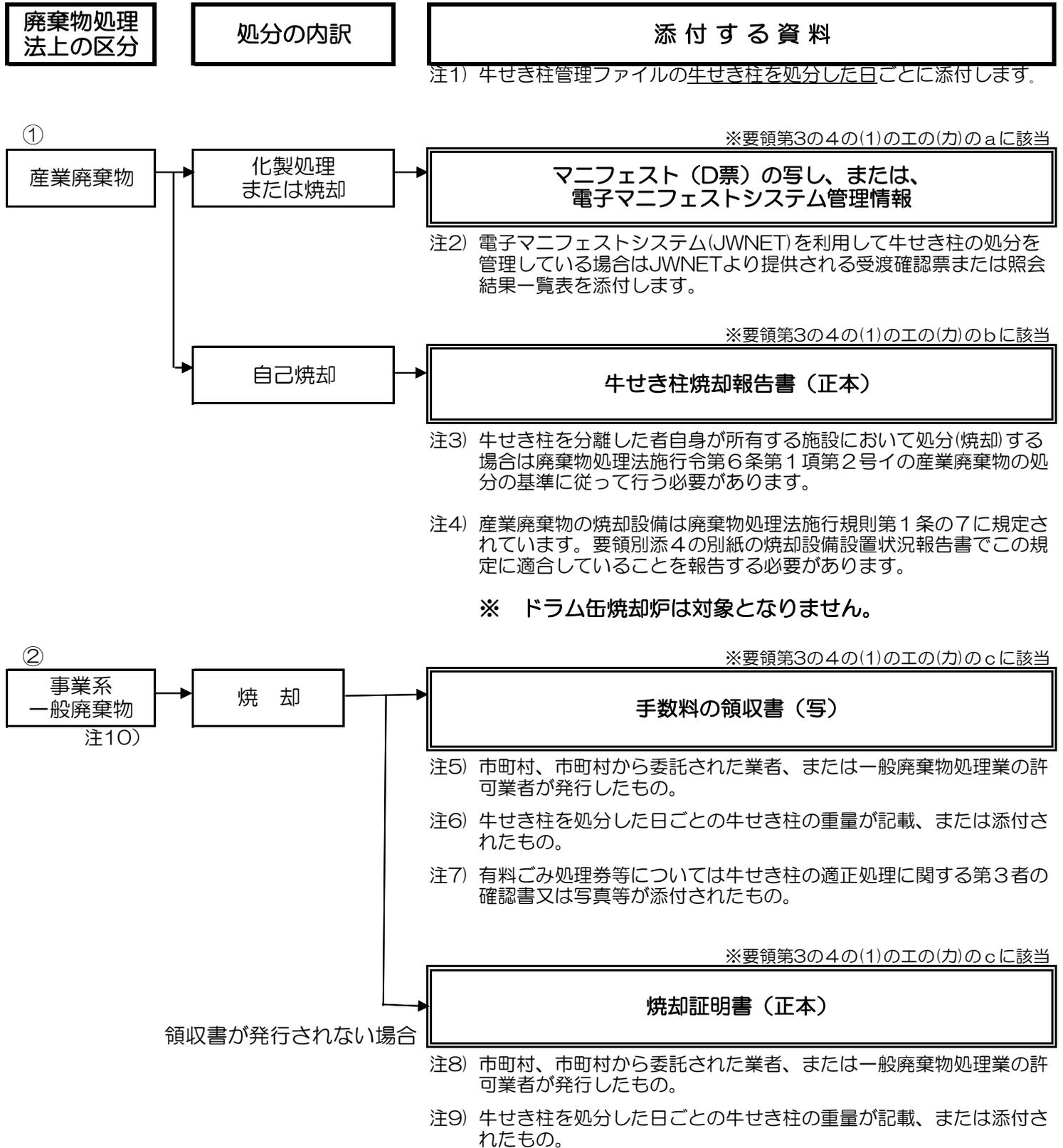


■参考8

牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面



注10) 平成16年7月28日の環境省令により、一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物となった牛せき柱のみの収集または運搬を業として行う場合に限り、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になりました。
 なお、この場合にあっても、一般廃棄物となった牛せき柱の処分(焼却)については、市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処分業の許可業者において行う必要があります。

※ 要領とは「畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)実施要領」を指します。
 副産物協会ホームページ (<https://www.jlba.or.jp/sekichu/>) で確認してください。